

発委第 4 号

令和6年2月28日提出

淡路市議会議長  
土井 晴夫 様

提出者 淡路市議会議会運営委員会  
委員長 松本 英志

淡路市議会委員会条例の一部を改正する条例の件

上記の議案を別紙のとおり、淡路市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

(提出理由)

令和5年4月の地方自治法の一部が改正され、地方議会に係る手続きのオンライン化が可能となった。

この改正により、文書等により提出が求められているもの（議案、請願等）や文書等によることが求められている手続（出席催告等）について、会議規則及び委員会条例に規定することにより、オンライン化が可能となる。

これらを踏まえ、当市議会においても、関係条例等を整備する。

## 淡路市条例第 号

### 淡路市議会委員会条例の一部を改正する条例

淡路市議会委員会条例（平成17年淡路市条例第263号）の一部を次のように改正する。

第15条の次に次の1条を加える。

（委員会の開催方法の特例）

第15条の2 委員長は、大規模な災害、重大な感染症のまん延により委員が委員会を招集する場所に参集することが困難と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会を開くことができる。ただし、第20条第1項の秘密会は、この限りでない。

2 前項の規定により開く委員会において、オンラインによる方法で出席しなければ参加できない委員は、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

3 前項の規定による届出をして、委員会にオンラインによる方法で出席する委員は、この条例の規定の適用については、当該委員会に出席したものとみなす。

4 オンラインによる方法での委員会の開催方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

第21条に次の1項を加える。

2 前項の規定により出席を求められた者がオンラインによる方法で説明しようとするときは、議長を経て、委員会にその旨を申し出なければならない。

第24条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による申出は、委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織（委員会又は委員長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第28条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

第25条第1項中「あらかじめ文書で」を「前条の規定によりあらかじめ」に改め、同条に次の1項を加える。

3 公述人は、オンラインによる方法により公聴会で意見を述べることができる。

第28条の見出し中「文書」を「文書等」に改め、同条中「文書で」を「文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により」に改める。

第29条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 参考人は、オンラインによる方法により委員会で意見を述べるができる。

第30条に次の1項を加える。

3 第1項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電子的記録（電子的方式、磁気的方式その他の

知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。この場合において、同項の規定による署名については、同項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。

#### 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

淡路市議会委員会条例の一部を改正する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>第2章 会議及び規律 (招集)</p> <p>第15条 委員会は、委員長が招集する。</p> <p>2 委員の定数の半数以上の者から審査又は調査すべき事件を示して招集の請求があったときは、委員長は、委員会を招集しなければならない。</p> <p>(出席説明の要求)</p> <p>第21条 委員会は、審査又は調査のため、市長、教育委員会の教育長、選挙管理委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。</p>	<p>第2章 会議及び規律 (招集)</p> <p>第15条 委員会は、委員長が招集する。</p> <p>2 委員の定数の半数以上の者から審査又は調査すべき事件を示して招集の請求があったときは、委員長は、委員会を招集しなければならない。</p> <p><u>(委員会の開催方法の特例)</u></p> <p><u>第15条の2 委員長は、大規模な災害、重大な感染症のまん延により委員が委員会を招集する場所に参加することが困難と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法(以下「オンラインによる方法」という。)で委員会を開くことができる。ただし、第20条第1項の秘密会は、この限りでない。</u></p> <p><u>2 前項の規定により開く委員会において、オンラインによる方法で出席しなければ参加できない委員は、あらかじめ委員長に届け出なければならない。</u></p> <p><u>3 前項の規定による届出をして、委員会にオンラインによる方法で出席する委員は、この条例の規定の適用については、当該委員会に出席したものとみなす。</u></p> <p><u>4 オンラインによる方法での委員会の開催方法その他必要な事項は、議長が別に定める。</u></p> <p>(出席説明の要求)</p> <p>第21条 委員会は、審査又は調査のため、市長、教育委員会の教育長、選挙管理委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てなければならない。</p>

淡路市議会委員会条例の一部を改正する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>第3章 公聴会 (意見を述べようとする者の申出)</p> <p>第24条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、その委員会に申し出なければならない。</p> <p>(公述人の決定)</p> <p>第25条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、<u>あらかじめ文書</u>で申し出た者及びその他の者の中から、委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。</p> <p>2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。</p> <p>(代理人又は<u>文書</u>による意見の陳述)</p>	<p><u>2 前項の規定により出席を求められた者がオンラインによる方法で説明しようとするときは、議長を経て、委員会にその旨を申し出なければならない。</u></p> <p>第3章 公聴会 (意見を述べようとする者の申出)</p> <p>第24条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、その委員会に申し出なければならない。</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による申出は、委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織(委員会又は委員長の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第28条において同じ。)を使用する方法により行うことができる。</u></p> <p>(公述人の決定)</p> <p>第25条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、<u>前条の規定によりあらかじめ</u>申し出た者及びその他の者の中から、委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。</p> <p>2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。</p> <p><u>3 公述人は、オンラインによる方法により公聴会で意見を述べることができる。</u></p> <p>(代理人又は<u>文書等</u>による意見の陳述)</p>

淡路市議会委員会条例の一部を改正する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>第28条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は<u>文書</u>で意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。</p> <p>第4章 参考人 (参考人)</p> <p>第29条 委員会が参考人の出席を求めるには、議長の承認を得なければならない。</p> <p>2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。</p> <p><u>3</u> 参考人については、前3条の規定を準用する。</p> <p>第5章 記録 (記録)</p> <p>第30条 委員長は、職員をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、これに署名しなければならない。</p> <p>2 前項の記録は、議長が保管する。</p>	<p>第28条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は<u>文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により</u>意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。</p> <p>第4章 参考人 (参考人)</p> <p>第29条 委員会が参考人の出席を求めるには、議長の承認を得なければならない。</p> <p>2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない</p> <p><u>3 参考人は、オンラインによる方法により委員会で意見を述べることができる。</u></p> <p><u>4</u> 参考人については、前3条の規定を準用する。</p> <p>第5章 記録 (記録)</p> <p>第30条 委員長は、職員をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、これに署名しなければならない。</p> <p>2 前項の記録は、議長が保管する。</p> <p><u>3 第1項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電子的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。この場合において、同項の規定による署名については、同項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。</u></p>